**育児介護休業等に関する労使協定書**

－ 改正育児・介護休業法（2025年4月1日施行）対応版 －

　株式会社○○○○と社員代表○○○○とは、株式会社○○○○における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の適用除外者）

第１条　会社は、次に該当する社員については、育児休業制度を適用しない。

（１）入社１年未満の者

（２）申出の日から１年（育児・介護休業等に関する規程第２条第４項から第７項の申出をする場合は６ヶ月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（３）１週間の所定労働日数が２日以下の者

２．　会社は、次に該当する社員については、出生時育児休業制度を適用しない。

（１）入社１年未満の者

（２）申出の日から８週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（３）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（介護休業の適用除外者）

第２条　会社は、次に該当する社員については、介護休業制度を適用しない。

（１）入社１年未満の者

（２）申出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（３）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（所定外労働免除の適用除外者）

第３条　会社は、次に該当する社員については、育児・介護のための所定外労働の免除を適用しない。

（１）入社１年未満の者

（２）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（育児・介護短時間勤務の適用除外者）

第４条　会社は、次に該当する社員については、育児・介護短時間勤務制度を適用しない。

（１）入社１年未満の者

（２）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（子の看護等休暇および介護休暇の適用除外者）

第５条　会社は、１週間の所定労働日数が２日以下の社員については、子の看護等休暇および介護休暇を適用しない。

（社員への通知）

第６条　会社は、第１条から前条までのいずれかの規定により社員の申出を拒むときは、その旨を当該社員に通知するものとする。

（出生時育児休業中の就業）

第７条　出生時育児休業中の就業を希望する社員は、就業可能日等を申し出ることができるものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は○○○○年４月１日から○○○○年３月３１日までの１年間とする。 ただし、この協定の有効期間満了日の１ヶ月前までに、会社または社員代表のいずれからも申し出がないときは、この協定はさらに１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

○○○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　　○○○○

代表取締役　○○○○ 　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　社員代表　　○○○○　　　 　印